

NPO 法人 部活動リノベクエスト Labo 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO 法人部活動リノベクエスト Labo という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府箕面市坊島4丁目5番20号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、部活動に関わる全ての人たちに対して、次世代の若者が自主的・自発的にスポーツ・文化活動をフェアに選択することができ、自己実現に向かって成長できる環境を構築するための支援に関する事業を行い、教育・地域・情報の格差のない日本の部活動文化の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の部活動に関する事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 地域クラブ運営事業
- ② 大会やイベントの企画・運営事業
- ③ 部活動指導員の担い手人材育成事業
- ④ 情報収集・提供事業
- ⑤ 交流・ネットワーク支援事業
- ⑥ 調査・研究事業
- ⑦ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(2) その他の事業

- ① 物品販売事業
- ② 書籍販売事業
- ③ 受託事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上
- (2) 監事 1人以上

2 理事のうち、1人を理事長、1人以上2人以内を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、理事会において選任・解任する。選任・解任後、総会にて報告を行う。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 15 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。任期満了前に理事会や総会で後任の役員が選任された場合には、当該理事会や総会の終結するまでを任期とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 16 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2)職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 19 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

(1)定款の変更

(2)解散

(3)合併

(4)事業報告及び活動決算

(5)その他運営に関する重要事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1)理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2)正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3)第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 24 条 総会は、第 23 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第 23 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 15 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面及び電磁

的方法（電子メール等）をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

（議長）

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した理事の中から選出する。

（定足数）

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録（電子メール等）により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

（表決権等）

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法（電子メール等）をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

（議事録）

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（1）日時及び場所

（2）正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法（電子メール等）による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

（3）審議事項

（4）議事の経過の概要及び議決の結果

（5）議事録作成者の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録作成者2人以上が記名しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録（電子メール等）により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（1）総会の決議があったものとみなされた事項の内容

（2）前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

（3）総会の決議があったものとみなされた日

（4）議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

（構成）

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

（1）会員の除名

（2）役員の選任又は解任、職務

（3）事業計画及び活動予算並びにその変更

(4)借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(5)事務局の組織及び運営

(6)総会に付議すべき事項

(7)総会の議決した事項の執行に関する事項

(8)その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(9)役員報酬額

(開催)

第 32 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1)理事長が必要と認めたとき。

(2)理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3)第 14 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第 32 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 15 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法（電子メール等）をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法（電子メール等）をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 35 条第 2 項及び第 37 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)日時及び場所

(2)理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法（電子メール等）による表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3)審議事項

(4)議事の経過の概要及び議決の結果

(5)議事録作成者の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録作成者 2 人以上が記名しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の 2 種とする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の 2 種とする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 1 2 月 1 日に始まり翌年 1 1 月 3 0 日に終わる。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行うとともに、この法人のホームページに掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	藤田	晋太郎
副理事長	東	達哉
同	磯岡	裕
理事	白木原	舜
同	鷹橋	秀行
同	瑞原	一道
同	宮守	陽介
監事	小西	統紀子

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和6年2月28日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から令和5年11月30日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員入会金 5,000円

正会員年会費 30,000円

(2) 賛助会員入会金 0円

賛助会員年会費 10,000円

2024 年 度 事 業 計 画 書

(令和6年12月1日～令和7年11月30日)

NPO 法人部活動リノベクエスト Labo

I 事業の実施方針

部活動地域展開の切口に学校施設活用による地域創生モデル「部★Labo」を実現（箕面ちいき Labo、アントレ Labo、プレイ Labo）し、箕面市内において複数の拠点で実施する。Labo 独自の地域クラブの自走型モデル事業を構築し、静岡県沼津市、兵庫県神戸市など全国で3か所に拡大する。また部活動の種目についても5部以上に拡大する。（野球、サッカー、バスケ、バド、吹奏楽など）イベントにおいては、「novel 部活アカデミー」を年間通して計6回実施し、地域クラブ事業の集客、企業との協業、コミュニティ拡大に繋げていく。

II 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係る事業

(1) 地域クラブ運営事業

【内 容】 部活動地域展開、学校施設を活用した地域創生モデルのシステム構築と運用

【実施場所】 箕面市立とどろみの森学園、箕面市立彩都の丘中学校、箕面市立第二中学校

【実施日時】 平日 15:00～18:30 休日 8:30～11:30

【事業の対象者】 実施拠点となる自治体の小学4年生～中学3年生

【収 益】 16,062 千円 アントレ Labo : 6,200 千円
(200 千円+500 千円) × 2 か月 + (1,200 千円 × 4 か月)

箕面ちいき Labo : 9,862 千円 (A・B・C・D=コース名)

(A 72 千円+B 22 千円) × 1 か月 +
(A 99 千円+B 52.8 千円+C 22 千円) × 1 か月 + (A 198 千円 +
B 79.2 千円+C 22 千円) × 1 か月 + (A 264 千円+B 198 千円+C
33 千円) × 1 か月 + (A 528 千円
+B 396 千円+C 44 千円+D 132 千円) × 8 か月)

【費 用】 28,395.3 千円

アントレ Labo 10,660.8 千円

給与(192 千円+262 千円) × 12 か月

指導員 (108 千円+78 千円+36 千円)
× 1 人 × 4 か月

(108 千円+78 千円+36 千円)
× 2 人 × 4 か月

(14.4 千円+48 千円) ×3 人×6
 か月
 (28.8 千円) ×2×6 か月
 トレーナー (60 千円) ×8 か月
 管理栄養士 (50 千円) ×2 人×6 か月
 箕面ちいき Labo 11,964 千円
 指導員コース A 32 千円×2 人×1 か月
 96 千円×2 人×2 か月
 120 千円×4 人×1 か月
 120 千円×6 人×8 か月
 指導員コース B 16 千円×2×1 か月
 24 千円×2 人×1 か月
 32 千円×2 人×1 か月
 72 千円×4 人×1 か月
 72 千円×6 人×8 か月
 指導員コース C 6 千円×2 人×3 か月
 9.6 千円×5 人×1 か月
 24 千円×3 人×8 か月
 指導員コース D 8 千円×2 人×8 か月

 トレーナー 30 千円×1 人×4 か月
 30 千円×2 人×8 か月

 その他の経費 5771.048 千円
 広告費 540 千円
 保険料 230.9 千円
 通信費 588 千円
 業務委託費 4,316 千円
 雑費 57.2 千円
 減価償却費 38.948 千円

(2) 大会やイベントの企画・運営事業

当該年度はなし

(3) 部活動指導員の担い手人材育成事業

当該年度はなし

(4) 情報収集・提供事業

当該年度はなし

(5) 交流・ネットワーク支援事業

【内 容】 会員の登録拡大と会員限定コミュニティの運用（オンライン交流会）

【実施場所】 オンライン Zoom

【実施日時】 毎週火曜日、毎月最終土曜日

【事業の対象者】 登録会員

【収 益】 0円

【費 用】 0円

(6) 調査・研究事業

当該年度はなし

(7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

当該年度はなし

2 その他の事業

当該年度は実施予定なし

【定款にその他の事業の定めがある場合】

2024年度活動予算書

令和6年12月1日から令和7年11月30日まで

NPO法人部活動リノベクエストLabo
(単位：円)

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	4,378,000		4,378,000
賛助会員受取会費	1,080,000		1,080,000
2 受取寄附金			
受取寄附金			0
施設等受入評価益	0		0
3 受取助成金等			
受取民間助成金			0
4 事業収益			
地域クラブ運営事業収益	16,062,000		16,062,000
(内訳：アントレLabo 6,200千円、箕面ちいきLabo 9862千円)			
交流・ネットワーク支援事業収益			0
大会やイベントの企画・運営事業収益	0		0
部活動支援員の担い手人材育成事業収益	0		0
情報収集・提供事業収益	0		0
調査・研究事業収益	0		0
物品販売事業収益		0	0
書籍販売事業収益		0	0
受託事業収益		0	0
5 その他収益			
受取利息			0
雑収益			0
経常収益計	21,520,000	0	21,520,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費	22,624,800		
給料手当			0
通勤交通費			0
法定福利費			0
退職給付費用			0
福利厚生費			0
人件費計	22,624,800	0	22,624,800
(2) その他経費			
広告費	540,000		540,000
保険料	230,900		230,900
通信費	588,000		588,000
賃借料(会場費)			0
仕入れ費(コニエホーム費・用具費・グッズ費)			0
業務委託費	4,316,000		4,316,000
印刷製本費			0
雑費	57,200		57,200
施設等評価費用			0
減価償却費	38,948		38,948
支払利息			0
その他経費計	5,771,048	0	5,771,048
事業費計	28,395,848	0	28,395,848
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	720,000		720,000
給料手当			0
通勤交通費			0
法定福利費	130,605		130,605
退職給付費用			0
福利厚生費			0
人件費計	850,605	0	850,605
(2) その他経費			
消耗品費			0
通信運搬費	134,987		134,987
広告宣伝費	132,611		132,611
旅費交通費			0
減価償却費			0
地代家賃	196,240		196,240
支払利息	10,509		10,509
その他経費計	474,347	0	474,347
管理費計	1,324,952	0	1,324,952
経常費用計	29,720,800	0	29,720,800
当期経常増減額	-8,200,800	0	-8,200,800
III 経常外収益			
1 固定資産売却益			0
経常外収益計	0	0	0
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損			0
経常外費用計	0	0	0
経理区分振替額			0
当期正味財産増減額	-8,200,800	0	-8,200,800
前期繰越正味財産額	-547,532		-547,532
次期繰越正味財産額			-8,748,332

25 年 度 事 業 計 画 書

(令和7年12月1日～令和8年11月30日)

NPO 法人部活動リノベクエスト Labo

I 事業の実施方針

前年構築した、部活動地域展開、学校施設の活用による地域創生の箕面モデルを地域振興の全国モデルとして、全国一帯に拡大する。（「箕面ちいき Labo」「アントレ Labo」「プレイ Labo」）

また、本年度は対象となる部活動種目を文化部含めて10部（10種）以上に拡大する。

コミュニティ事業においては、正会員数を200名突破し、特定認定NPO法人の資格を取得する。

II 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係る事業

(1) 地域クラブ運営事業

【内 容】 部活動地域展開、学校施設を活用した地域創生モデルのシステム運用と拡大

【実施場所】 箕面市立とどろみの森学園、箕面市立彩都の丘中学校、箕面市立第二中学校、
静岡県沼津市など

【実施日時】 平日 15:00～18:30 休日 8:30～11:30

【事業の対象者】 実施拠点となる自治体の小学4年生～中学3年生

【収 益】 54,672 千円 アントレ Labo 28,800 千円
(1,800 千円×4 か月) + (2,400 千円×4 か月) +
(3,000 千円×4 か月)

箕面ちいき Labo 25,872 千円 (A・B・C・D=コース名)
(A 792 千円+594 千円+B 66 千円+C 176 千円)
×4 か月、(A 1,056 千円+B 792 千円+C 88 千円
+D 220 千円) ×4 か月
(A 1,320 千円+B 990 千円+C 110 千円+D 264 千
円×4 か月)

【費 用】 64,640.7 千円 アントレ Labo 29,289.6 千円
給与 (300 千円+340 千円) ×12 か月
指導員 (432 千円+312 千円) ×8 か月
(540 千円+390 千円+108 千円+144 千円
+180 千円) ×4 か月
(57.6 千円+288 千円+240 千円+150 千円
+115.2 千円) ×12 か月

箕面ちいき Labo 29,040 千円
指導員 (1,200 千円+1,008 千円+120 千円+32 千
円) ×12 か月
トレーナー 60 千円×12 か月

その他経費 6,311.048 千円
広告費 540 千円

保険料 230.9 千円
通信費 588 千円
業務委託費 4,856 千円
雑費 57.2 千円
減価償却費 38.948 千円

(2) 大会やイベントの企画・運営事業

当該年度はなし

(3) 部活動指導員の担い手人材育成事業

当該年度はなし

(4) 情報収集・提供事業

当該年度はなし

(5) 交流・ネットワーク支援事業

【内 容】 会員の登録拡大と会員限定コミュニティの運用（オンライン交流会

【実施場所】 オンライン Zoom

【実施日時】 毎週火曜日、毎月最終土曜日

【事業の対象者】 登録会員

【収 益】 0円

【費 用】 0円

(6) 調査・研究事業

当該年度はなし

(7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

当該年度はなし

2 その他の事業

当該年度は実施予定なし

【定款にその他の事業の定めがある場合】

2025年度活動予算書

令和7年12月1日から令和8年11月30日まで

NPO法人部活動リノベクエストLabo

(単位:円)

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1.受取会費			
正会員受取会費	6,993,325		6,993,325
賛助会員受取会費	2,160,000		2,160,000
2.受取寄附金			0
受取寄附金			0
施設等受入評価益	0		0
3.受取助成金等			0
受取民間助成金			0
4.事業収益			
地域クラブ運営事業収益	54,672,000		54,672,000
(内訳:アントレLabo 28,800千円、箕面ちいきLabo 25,872千円)			
交流・ネットワーク支援事業収益			0
大会やイベントの企画・運営事業収益	0		0
部活動支援員の担い手人材育成事業収益	0		0
情報収集・提供事業収益	0		0
調査・研究事業収益	0		0
物品販売事業収益		0	0
書籍販売事業収益		0	0
受託事業収益		0	0
5.その他収益			0
受取利息			0
雑収益			0
経常収益計	63,825,325	0	63,825,325
II 経常費用			
1.事業費			
(1) 人件費			
給料手当	58,329,600		58,329,600
通勤交通費			0
法定福利費			0
退職給付費用			0
福利厚生費			0
人件費計	58,329,600	0	58,329,600
(2) その他経費			
広告費	540,000		540,000
保険料	230,900		230,900
通信費	588,000		588,000
賃借料(会場費)			0
仕入れ費(ユニフォーム費・用具費・グッズ費)			0
業務委託費	4,856,000		4,856,000
印刷製本費			0
雑費	57,200		57,200
施設等評価費用			0
減価償却費	38,948		38,948
支払利息			0
その他経費計	6,311,048	0	6,311,048
事業費計	64,640,648	0	64,640,648
2.管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	720,000		720,000
給料手当			0
通勤交通費			0
法定福利費	130,605		130,605
退職給付費用			0
福利厚生費			0
人件費計	850,605	0	850,605
(2) その他経費			
消耗品費			0
通信運搬費	134,987		134,987
広告宣伝費	132,611		132,611
旅費交通費			0
減価償却費			0
地代家賃	196,240		196,240
支払利息	10,509		10,509
その他経費計	474,347	0	474,347
管理費計	1,324,952	0	1,324,952
経常費用計	65,965,600	0	65,965,600
当期経常増減額	-2,140,275	0	-2,140,275
III 経常外収益			
1.固定資産売却益			0
経常外収益計	0	0	0
IV 経常外費用			
1.過年度損益修正損			0
経常外費用計	0	0	0
経理区分振替額			0
当期正味財産増減額	-2,140,275	0	-2,140,275
前期繰越正味財産額	-8,748,332		-8,748,332
次期繰越正味財産額			-10,888,607